


令和4年度



防犯カメラ設置事業 補助の手引き

制度の目的

- 犯罪の発生抑止を促進し、安全で安心な都市の実現を図るため

補助対象団体

- 本市に登録のある自治会
- 概ね小学校区ごとの地区連合自治会

事前申請期間

- 令和4年5月13日(金)～令和4年6月30日(木)

昨年度は、市設置の小学校区見守り用カメラ等の更新・拡充に伴う設置予定箇所との重複を避けるため、2回の申請期間を設けていましたが、今年度は1回の申請期間となりますのでご注意ください。

令和3年度から令和7年度までの措置として
補助率、補助上限額の拡充をしています。
内容は、1ページをご覧ください。

設置可能な場所

不特定多数の者が利用する公共空間を2分の1以上撮影する場所に設置することができます。

■ 設置可能な場所の例

- ・道路(歩道を含む)を撮影する場所
- ・公園内を撮影する場所

■ 設置できない場所の例

- ・マンションの敷地内のみを撮影する場所
- ・駐車場のみを撮影する場所
- ・ごみ置き場のみを撮影する場所

補助に必要な条件

以下のすべての条件を満たす場合に補助を受けることができます。

- 1 補助対象団体の総意であること
- 2 茨木警察署の助言を受けること
- 3 撮影場所が設置団体の区域内でかつ2分の1以上が公共空間であること
- 4 防犯カメラの設置後、6年以上適切に維持管理すること
- 5 管理規程を定め、適切な管理を行うこと
- 6 防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること
(ただし、プレート等を設置する際には、市の指定する管理番号を記載すること)

補助の対象になる経費

以下に係る費用が補助の対象になります。

- ・防犯カメラ、録画装置等の機器の購入(賃借)に要する経費
- ・専用ポール設置工事費
- ・ケーブル設置工事費
- ・防犯カメラの設置を示すプレート等の設置に要する経費
- ・その他防犯カメラの設置に必要な経費

※常時監視モニターは対象外です。

補助率と補助台数

- 補助率 : 補助対象経費の4分の3
(賃借の場合は設置した初年度の経費の4分の3)
- 補助限度額: 15万円/1台
(補助金額の1,000円未満は切り捨て)
- 補助台数 : 1団体2台まで

経費が20万円の場合

15万円	5万円
補助額	負担額

経費が15万円の場合

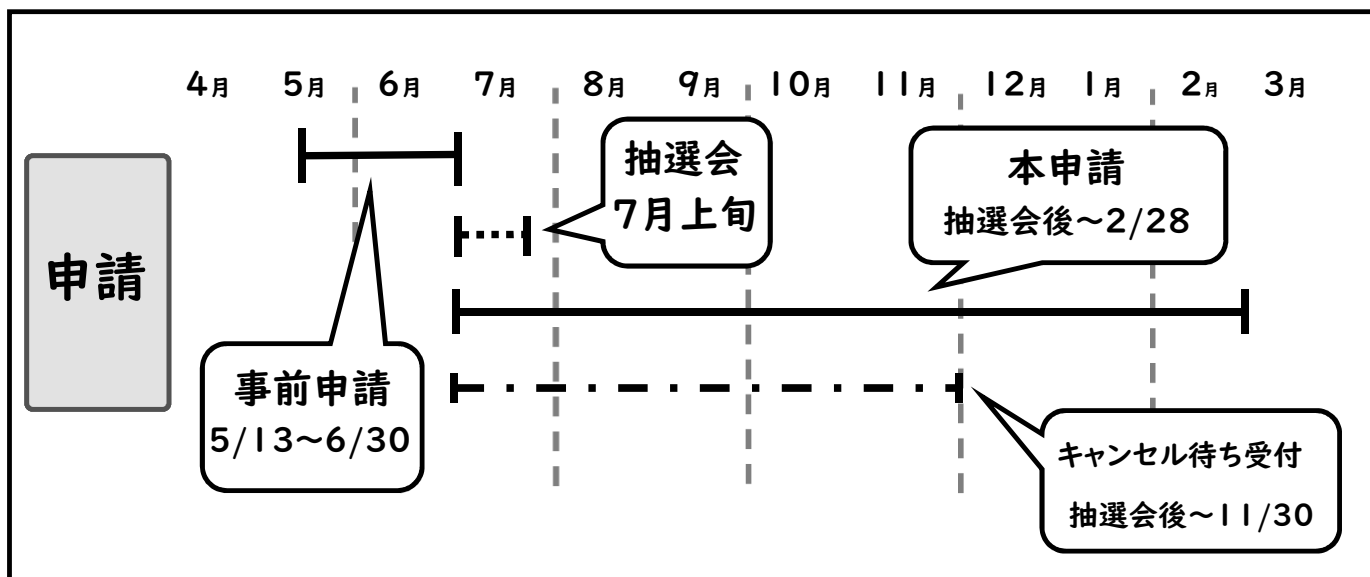
11万2千円	3万8千円
補助額	負担額

補助金請求までの流れ



※本申請の許可が下りる前に工事をすると補助金がありません。

申請スケジュール



(日程は予定となります。また、抽選会の日程は、事前申請された団体に、ご連絡します。)

事前申請について



事前申請フォーム

- 申請期間:5月13日(金)~6月30日(木)(必着)
- 提出方法:添付の事前申請書又は事前申請フォームより申請をしてください。
- 事前申請時に以下のことにご注意ください。
 - ・撮影予定場所は必ず記載してください。
(例)茨木市〇〇一丁目〇番の〇〇交差点
 - ・設置予定場所まで決まっている場合は、具体的に場所を記載してください。
(例)〇〇商店前北側街路灯
(例)〇〇公園内東側電灯

申請期限:令和4年6月30日(木)(必着)

抽選会について



事前申請が予算額(予算台数)を超えた場合は、抽選会を行います。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響によっては、職員が代理で抽選会を行う場合がありますので、予めご了承ください。

①抽選会を実施する場合

- ・7月上旬に実施を予定しています。
- ・事前申請の抽選で外れた団体は、キャンセル待ちとなりますのでご了承ください。また、抽選後もキャンセル待ちを受け付けますが、順番については事前申請の抽選で外れた団体より後となります。(キャンセル待ち期限:11月30日)
- ・抽選は、申請台数に関わらず、団体毎の抽選となります。

②市職員が代理で抽選会を実施する場合

- ・抽選会までに、抽選方法に関する書類を各団体へ送付します。
- ・対象の団体には、抽選会当日に抽選結果をご連絡します。

③申請が予算台数を超えない場合

- ・事前申請していただいた団体は、すべて正式な申請団体と決定します。
- ・予算台数を超えるまで、随時申請を受け付け、超えた後は、キャンセル待ちとして受け付けます。(申請及びキャンセル待ち期限:11月30日)

本申請に必要な書類

以下の書類を準備のうえ、危機管理課まで本申請をしてください。

事前申請された団体に必要な書類を送付します。

また、ホームページにて必要な書類はダウンロードすることも可能です。



茨木市 防犯カメラ補助金

検索

1 茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)

2 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書

3 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類

4 防犯カメラを設置する場所の現況写真

5 防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した、付近見取図

6 設置場所の所有者の同意を得たことを証する書類(主に私有地)

7 防犯カメラ等の設置について許可を受けたことを証する書類(主に電柱、道路等)

8 設置について当該団体の総意であることを証する書類

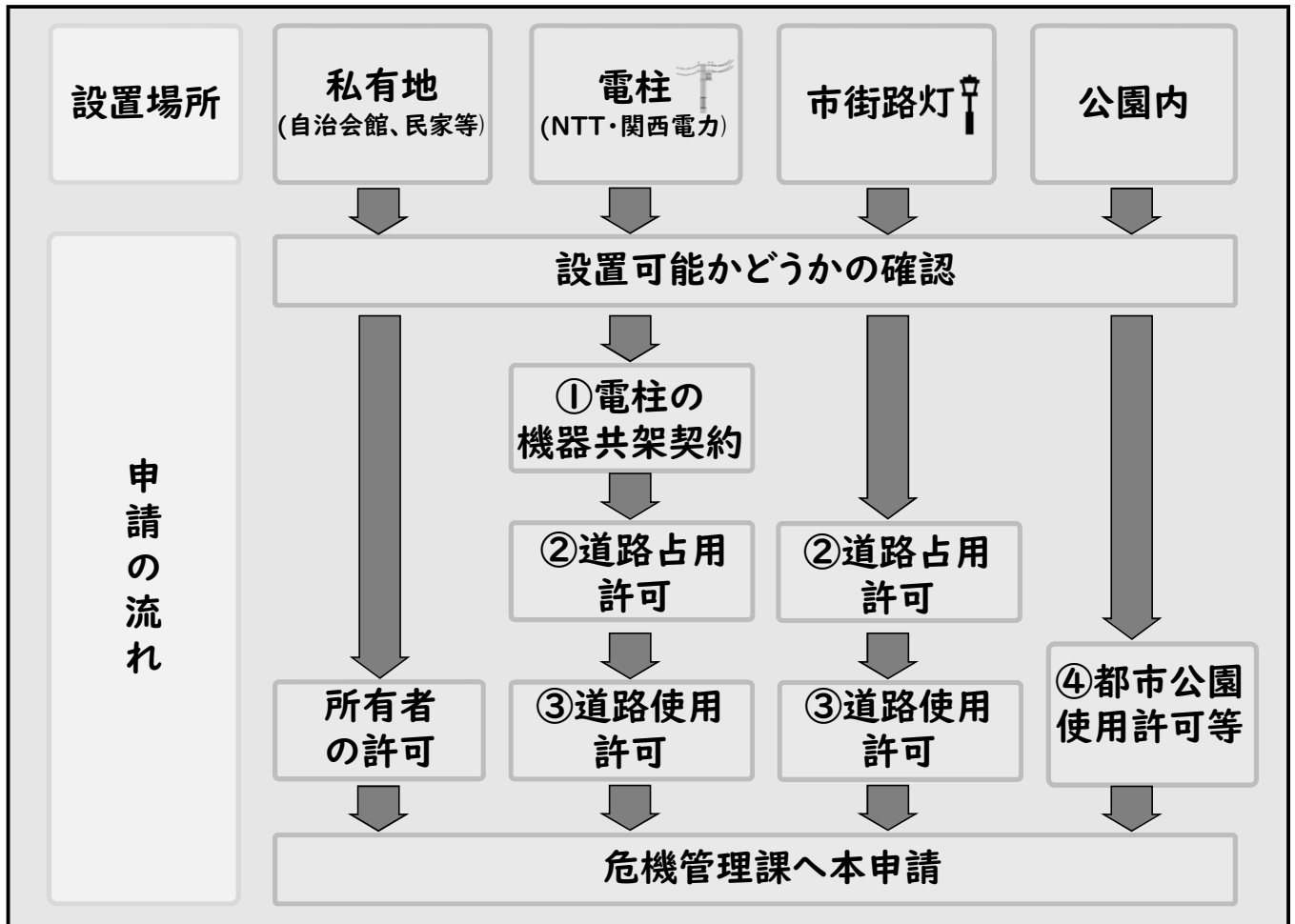
9 茨木警察署の助言を受けたことが分かる書類

10 防犯カメラの管理規程

提出期限:令和5年2月28日(火)

許可取得の流れ

本申請に必要な許可は下記の申請の流れや連絡先を参考に取得してください。



※設置場所によっては上記の流れにならないこともあります。

許可等取得の連絡先と取得期間(目安)

許可等	連絡先	電話番号	取得期間
①電柱の機器共架契約	関電サービス株式会社	0800-777-3081	約3か月
	(株)NTTフィールドテクノ関西支店	06-6105-3384	約2か月
②道路占用許可	茨木市役所 建設管理課 (茨木市役所 南館4階)	072-620-1650	約2週間
③道路使用許可	茨木警察署	072-622-1234	約2週間
④都市公園使用許可等	茨木市役所 公園緑地課 (茨木市役所 南館4階)	072-620-1654	約2週間

※電柱の機器共架契約の手続きについてはホームページにてご覧いただくことも可能です。

関電柱 <http://www.kandensv.co.jp/service/management/kyouga/index.html>

NTT柱 https://www.ntt-west.co.jp/osaka//otoiawase/setsubi/shinsei_bohan_youshiki.html

工事・実績報告について



補助金交付決定後、正式に業者へ設置工事を依頼してください。設置工事終了かつ業者への支払い完了後、次の書類を危機管理課にご提出ください。

- 1 茨木市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第6号)
- 2 防犯カメラの設置に係る契約書、請書等
- 3 防犯カメラの設置に係る仕様書及び設置図面
- 4 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書
- 5 防犯カメラの購入(賃借)の費用に係る領収書の写し等
- 6 設置を示すプレート等を含めた防犯カメラ設置後の現況写真(※)
- 7 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画

(※)プレート等を設置する際には、市の指定する管理番号を記載すること

提出期限:令和5年3月15日(水)

補助金請求

実績報告の審査後、補助金額の確定をお知らせします。確定後、茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を作成し、危機管理課へご提出ください。
(請求から20日前後にお支払いします。)

よくある質問(FAQ)



その他の質問はこちら

Q1 補助金の対象団体の自治会等とはマンションの管理組合も含まれますか。

A1 自治会と概ね小学校区ごとの連自治会が対象となりますので、マンションの管理組合は含まれませんが、マンションで結成している本市に登録された自治会は対象となります。

Q2 防犯カメラの設置費用や、年間にかかる費用は目安でいくらくらいでしょうか。

A2 設置費用は目安として、録画メモリや防犯カメラの性能にもよりますが、一台あたり15万円~25万円が平均的な費用になります。設置後の費用としては、電気代がカメラ1台年間約2,500円~5,000円がかかります。また、電柱に設置する場合は年間約1,000円~約3,000円の費用がかかります。他に保守点検等の費用が年間にかかります。

Q3 防犯カメラの映像を自治会で閲覧することは可能ですか。

A3 防犯カメラは公共空間を撮影しており、撮影した映像は個人情報になるため、機器の管理上必要な場合、または事件捜査のため警察等から映像データの提出の要請があった場合に、閲覧、提供を行うことができます。他の目的のために閲覧又は提供を行うことはできません。

【申請・問合せ先】

茨木市総務部危機管理課

TEL 072-620-1617

FAX 072-624-9249

E-mail kikikanri@city.ibaraki.lg.jp